

株式区分 評価方式			株式の価額 (税制適格ストックオプションの権利行使価額に関する要件に係る付与契約時)		
			原則方式	特例方式	
株 式	取引相場の ある 株式	上場株式	取引相場価額 (市場における時価)	特例方式採用不可 ▶ 特例方式を採用することは出来ない（時価が優先される）。	
		気配相場等 のある株式	・ 気配相場価額 ・ 公募等の価額		
	取引相場の ない 株式	売買実例の ある 株式	売買実例価額 売買実例があったとしても特例 方式の採用が可能。	特例方式を採用可能 ▶ 本来は相続税、贈与税の分野で用いられる財産評価基本通達 に基づく評価方法を例外的に採用可能。企業の業種、従業員 数、総資産価額、取引金額などで3段階に区分し、それぞれ 定められた評価方法による。	
		売買実例の ない 株式	類似会社の株式の価額 特例方式の類似業種比準方式と は異なる方法である。		原則 的 評 価 方 式 大会社 純資産価額方式 ※ 1 (純資産価額方式も可能) 併用方式 ※ 3 (純資産価額方式も可能) 純資産価額方式 ※ 2 (併用方式も可能) 特例的評価方式 配当還元方式 (原則的評価方式も可能)
			純資産価額等を参酌し て算定した価額 特例方式の純資産価額方式とは 異なる方法である。		

特例方式が認められるのは取引相場のない株式のみ。上場準備企業の大多数は「取引相場のない株式」に該当するため特例方式を採用できるケースが多い。

純資産価額方式における種類株式の取扱いが明記され、赤字先行型のベンチャー企業で税制適格ストックオプションの権利行使価格を抑えられる可能性が高まった。
いずれの区分でも「純資産価額方式」は採用可能。

特例の中に特例があるため分かりにくい。特例方式（財産評価基本通達による方法）における配当還元方式（特例的評価方式）をスタートアップ企業が採用することは珍しいためまずは考慮外で考えるのが良い。

※ 1 類似業種の平均株価から、配当、利益、簿価純資産の比率を元に株価を算定。株価は一定の斟酌（割引）が入る。

※ 2 相続税評価額に基づく純資産価額を元に株価を算定。

※ 3 類似業種比準方式と純資産価額方式を併用する方式。中会社の区分内でさらに3段階に区分し、それぞれの区分に応じて反映割合が決まる。